

令和6年度 新小・中学1年生の保護者の皆様へ



就学援助 新入学用品費の 入学前支給について

中城村では、令和6年4月に小・中学校(国公立・県立・私立を含む)へ入学する児童生徒の保護者で、就学援助の要件に該当する方を対象に、新入学用品費の入学前支給を実施します。

■新入学用品費

支給金額 40,600円(新小学1年生)、47,400円(新中学1年生)
支給時期 令和6年3月下旬
支給方法 保護者口座へ振込

■対象者

以下の①～③の条件を全て満たす方

- ① 中城村内に居住している方
- ② 令和6年4月に小・中学校(国公立・県立・私立を含む)へ入学する児童生徒の保護者
- ③ 「令和5年度就学援助(準要保護)」の要件に該当する方(裏面参照)

■申請

申請期間 令和6年1月9日(火)～令和6年2月16日(金) ※①
申請場所 中城村教育委員会 教育総務課(中城村役場 3F)

※①令和5年度就学援助(準要保護)に認定されている世帯は、新たに新入学用品費の入学前支給の申請は必要ありません。

令和5年度認定世帯に次年度新小・中学1年生がいれば支給されますが、令和5年度認定世帯でない場合は、申請が必要です。

※申請を希望される方は、下記までお問い合わせいただくか、中城村役場ホームページ・すくすくなかぐすくサイトをご確認下さい。

※就学援助制度は毎年度申請が必要です。令和6年度の申請は、4月～5月を予定しています。(今回、新入学用品費の申請をされた方も、令和6年度の就学援助の申請が必要です。)

※令和6年4月までに村外へ転出予定の場合は、教育総務課にご連絡ください。

【お問い合わせ】 中城村教育委員会 教育総務課 TEL 098-895-3276

∞ 裏面もご確認下さい ∞

～ 新入学用品費入学前支給を受けることができる世帯の範囲 ～

(準要保護)

生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っている方(おおむね次の事項にある方が該当します)

- (1) 令和4年4月1日以降に、生活保護が停止又は廃止になった方。
- (2) 村民税が非課税の方(世帯全員が所得割・均等割ともに課せられていない方)
- (3) 児童扶養手当を受給されている方。
- (4) 世帯の収入が基準額未満の方。(下記表を参照)

【収入基準額】…目安となる基準

世帯人数	世帯の構成	※総収入額
2人	親1人、小学生1人	約152万円
3人	両親、小学生1人	約201万円
3人	両親、中学生1人	約213万円
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約217万円
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約262万円
5人	両親、幼児1人、小学生1人、中学生1人	約292万円
6人	両親、幼児1人、小学生2人、中学生1人	約339万円

※ 世帯員全員の収入が対象です。

「総収入額」=所得控除前の金額(手取りの金額ではありません)

上の表に記載している総収入額は、およその目安です。基準となる金額は世帯の構成や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請することをお勧めします。

～ 申請に必要な書類 ～

- ① 就学援助申請書(兼同意書・委任状)……………中城村役場教育総務課
- ※ ② 住民票謄本(続柄入り)……………中城村役場住民生活課
- ③ 令和5年度の所得課税証明書(収入のある方全員)…中城村役場税務課

※②、③については世帯の収入状況及び住民情報等を教育委員会が確認することについて、**同意する場合は提出不要です。(申請書の「同意します」に○をつけた場合)**

また、令和5年1月1日に中城村以外の市町村に住んでいた場合は、その市町村から発行される「所得課税証明書(所得控除内訳あり)」を必ず提出して下さい。

- ④ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給している方のみ。)
- ⑤ 生活保護停止および廃止通知の写し(前年度に生活保護が停止または廃止された方のみ。)